

# いわみざわ地域交流センター・ふるさと毛陽アクティビティ委託業務仕様書

## 1 業務の名称

いわみざわ地域交流センター・ふるさと毛陽アクティビティ委託業務

## 2 業務の目的

一般財団法人いわみざわ地域交流センター（以下「財団」という。）では、毛陽地区の豊かな自然環境の中で、市民をはじめとする施設利用者等へのアクティビティの提供を通じて、メープルロッジの収益向上はもとより、地域の賑わいと交流促進の場の創出を目的に、専門知識を持つ事業者を活用し、業務を実施するものである。

## 3 委託期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。ただし、双方協議の上、合意に達した場合は、契約内容を見直した上で契約期間を延長することができる。

## 4 業務の概要

### (1) アクティビティの提供

年間を通じてのサービス提供を基本とし、利用者のニーズを捉えた各種アクティビティの提供を行う。なお、アクティビティの内容等については、事前に委託者及び岩見沢市の承認を受けること。

### (2) サービスの予約受付

受託者が直接受け付けるのを基本とするが、財団と協議し合意が得られた場合は、この限りではない。

### (3) サービス利用料の徴収

受託者が徴収するのを基本とするが、財団と協議し合意が得られた場合は、この限りではない。

### (4) その他、財団が必要と認める業務

## 5 施設等の使用

業務を実施するに当たり、使用可能な施設等は次のとおりとするが、詳細な範囲や時間等については、財団と協議すること。

### (1) ふるさと毛陽敷地

### (2) 毛陽コロシウム

### (3) サービスハット

### (4) メープルロッジ

## 6 費用の負担等

別途、受託者と財団及び岩見沢市が協議の上、決定する。

## 7 事業報告

受託者は、前月分の利用状況及び収入実績並びに利用者からの意見及び苦情についての対応状況に関する報告書を作成し、毎月終了後 10 日以内に委託者に報告しなければならない。

## 8 リスク管理及び責任分担

受託者は、自己の責めに帰すべき事由により、施設及び物品等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を財団に報告するとともに、それにより生じた損害を受託者の費用をもって財団又は岩見沢市に賠償しなければならない。

2 受託者は、業務の実施に当たり、管理上の瑕疵等、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害を与えたときは、財団又は岩見沢市の責めに帰すべき理由による場合を除き、受託者が賠償の責めを負うものとする。

## 9 個人情報の管理等

本業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

## 10 その他

仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、都度、財団及び岩見沢市と協議するものとする。